

『看護必要度 第6版』厚生労働省事務連絡等による 本体及び別冊の訂正について

このたびは小社書籍『看護必要度 第6版』をご購入いただき、誠にありがとうございます。
本書の第1刷（2016年6月10日発行）におきまして、2016年6月14日に発出された厚生労働
省保険局医療課の事務連絡等により、下記の訂正がありましたのでお知らせ申し上げます。

【本体の訂正】

- 1) 37 ページ「別紙 21 日常生活機能評価票」の最下行目
「平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号別添 2」の「別添 2」を「別添 6」に訂正。
- 2) 100 ページ「A-1-①. 創傷処置 創傷の処置（褥瘡の処置を除く）」
「2. 項目の定義」の 2 行目中、
「あるいは看護職員が」の部分を「あるいは医師又は看護職員が」に訂正。
- 3) 101 ページ「A-1-②. 創傷処置 褥瘡の処置」
「2. 項目の定義」の 2 行目中、
「あるいは看護職員が」の部分を「あるいは医師又は看護職員が」に訂正。
- 4) 126 ページ「A-15. 救急搬送後の入院」
「3. 選択肢の判断基準」の 4 行目中、
「救急用の自動車等又は」の部分を「救急用の自動車又は」に訂正。

【別冊の訂正】

- 1) 表紙 1、4、7、10 行目、及び 1、12、25、46 ページの各 1 行目
「平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号別添 2」の「別添 2」を「別添 6」に訂正。
- 2) 14 ページ「ハイケアユニット用の重症度，医療・看護必要度に係る評価票」
A モニタリング及び処置等の「1 創傷処置」の「項目の定義」内 2 行目中、
「あるいは看護職員が」の部分を「あるいは医師又は看護職員が」に訂正。
- 3) 28 ページ「一般病棟用の重症度，医療・看護必要度に係る評価票」
A モニタリング及び処置等の「1 創傷処置」の「項目の定義」内 2 行目中、
「あるいは看護職員が」の部分を「あるいは医師又は看護職員が」に訂正。